

「子育て女性の再就職支援」のシンボルマークを決定しました！

1 趣旨

働く女性の場合、出産を機に子育てのために退職するケースが多く、子育て女性については就業希望者が多く存在している一方、希望する形での再就職は困難な場合が多い傾向にあります。また、人口減少や団塊世代の引退等により、労働力人口が急激に減少することが懸念され、女性の労働力を活用することが重要となっています。

このため、女性が働きやすい職場環境を整備するとともに、出産・子育て等で離職した方々への再就職支援を強化するため、平成18年度より全国12箇所にマザーズハローワークを新設したところです。

これらのマザーズハローワーク及び子育て女性の再就職を支援する関係機関による「子育て女性の再就職支援」が国民に広く認知されることを目的として、先般、これらの機関が広報啓発活動等に活用するシンボルマークを公募した結果、シンボルマークが決まりましたので、お知らせします。

2 シンボルマークの選考結果について

「子育て女性の再就職支援のシンボルマーク選定委員会」（別紙1参照）において、厳正な審査の結果、応募総数41作品の中から信貴正明（しぎ・まさあき）さん（グラフィック・デザイナー、43歳、新潟県在住）の作品（別紙2参照）が選ばれました。

3 シンボルマークの使用規程について

シンボルマークは、マザーズハローワークをはじめ子育て女性の再就職を支援する関係機関が使用することができますが、営利目的などシンボルマークの作成趣旨に反する使用はできません。使用に当たっては、「子育て女性の再就職支援のシンボルマークの使用規程」（別紙3参照）に御留意願います。

4 シンボルマークの利用について

上記3の「子育て女性の再就職支援のシンボルマークの使用規程」に基づき、マザーズハローワークをはじめ子育て女性の再就職を支援する関係機関はシンボルマークを使用することができます。

色は別紙4のとおりです。大きさは拡大又は縮小して使用することができますが、マークを変形しないでください。また、シンボルマークは、① 文字のないもの、② 「マザーズハローワーク」の文字が入ったもの、③ 「子育て女性の再就職支援」の文字が入ったもの、のいずれかとしてください。

文字フォントはできる限り指定のものを使用することとしますが、困難な場合には指定フォントに近いものとしてください。文字位置の厳密な指定はありませんが、全体のバランスを崩さないようにしてください。

5 今後の普及方法について

シンボルマークについては、今後、厚生労働省ホームページ、ポスター、リーフレット等への活用により、普及を図っていきます。

6 問い合わせ先

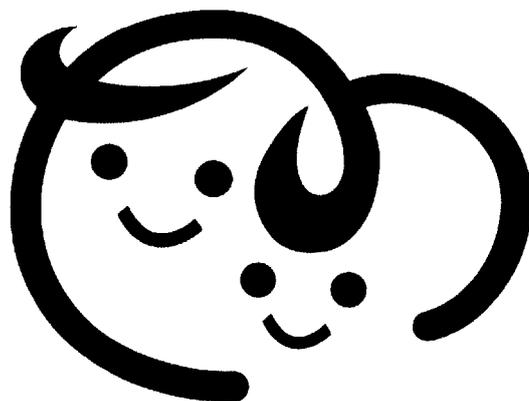
北海道労働局職業安定部職業安定課	011-738-1012
宮城労働局職業安定部職業安定課	022-299-8061
千葉労働局職業安定部職業安定課	043-202-5121
東京労働局職業安定部職業安定課	03-3818-8917
神奈川労働局職業安定部職業安定課	045-650-2809
愛知労働局職業安定部職業安定課	052-219-5505
京都労働局職業安定部職業安定課	075-241-3268
大阪労働局職業安定部職業安定課	06-4790-6300
兵庫労働局職業安定部職業安定課	078-367-0802
広島労働局職業安定部職業安定課	082-502-7831
福岡労働局職業安定部職業安定課	092-434-9802
厚生労働省職業安定局首席職業指導官室	

03-5253-1111（内線 5779）

子育て女性の再就職支援のシンボルマーク選定委員会参集者名簿

(五十音順、敬称略)

井口 民子	財団法人女性と仕事の未来館事務局長
北田 久枝	NPO法人男女共同参画おおた理事長
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所日本社会研究情報センター教授
鈴木 直和	厚生労働省職業安定局長
高橋 春美	マザーズハローワーク東京室長
富田 契子	財団法人21世紀職業財団職業家庭両立業務部長
中村 元隆	文際アートカレッジ学院長



信貴 正明さん（新潟県）43歳

（制作意図）

マザーズの「M」をモチーフとし、働く意欲に満ちた女性と子供の姿に表現。働きたい子育て女性の気持ち、そしてそれを支援するあたたかい心をハートでイメージ。子供をつれて気軽に訪れることができる「マザーズハローワーク」を親しみやすくシンボライズしました。

子育て女性の再就職支援のシンボルマークの使用規程

(趣旨)

第1条

この規程は、マザーズハローワーク及び子育て女性の再就職支援を実施する関係機関が子育て女性の再就職支援のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用者の範囲及び使用制限)

第2条

マザーズハローワーク事業を実施するマザーズハローワーク及びマザーズハローワーク事業実施運営要領に規定する子育て女性就職支援ネットワークに参加する関係機関(※)は広く媒体にシンボルマークを使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合を除く。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (5) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合。
- (6) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

※ マザーズハローワーク事業実施運営要領に規定する子育て女性就職支援ネットワークに参加する関係機関とは、労働局(職業安定部、雇用均等室)、地方公共団体、(財)21世紀職業財団、事業主団体等であって、マザーズハローワーク事業を効果的・効率的に推進するために、具体的な連携を図る機関をいう。

(使用の中止等)

第3条

シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、または中止することができる。

(使用料)

第4条

シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークに関わる権利)

第5条

シンボルマークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

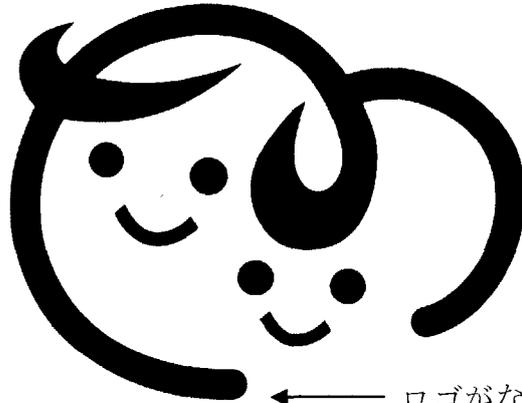
第6条

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第7条

本規程は、平成18年6月2日から施行する。



← ロゴがない場合、少し長くなります。



マザーズ ハローワーク ←



子育て女性の再就職支援 ←

文字はモリサワ
Jun 34
色はK 100%